

[別表 3]

様式 7 の 10 の提出期間	充実管理加算の 算定開始時期 (※ 1)	実績値の集計対象期間	実績に基づく加算 の算定開始時期
令和 7 年 5 月 20 日 (終了)	令和 7 年 10 月 (※ 2) (既に開始)	令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月 (令和 9 年度評価分) 令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月 (令和 10 年度評価分)	令和 9 年 4 月 (令和 9 年度評価分) 令和 10 年 4 月 (令和 10 年度評価分)
令和 7 年 11 月 20 日 (終了)	令和 8 年 4 月 (※ 2)	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 (令和 9 年度評価分) 令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月 (令和 10 年度評価分)	令和 9 年 10 月 (令和 9 年度評価分) 令和 10 年 4 月 (令和 10 年度評価分)
令和 8 年 5 月 20 日	令和 8 年 10 月	令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月 (令和 10 年度評価分) 令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月 (令和 11 年度評価分)	令和 10 年 4 月 (令和 10 年度評価分) 令和 11 年 4 月 (令和 11 年度評価分)
令和 8 年 11 月 20 日	令和 9 年 4 月	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月 (令和 10 年度評価分) 令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月 (令和 11 年度評価分)	令和 10 年 10 月 (令和 10 年度評価分) 令和 11 年 4 月 (令和 11 年度評価分)

※ 1 試行データを適切に作成及び提出したと認められ、様式 7 の 11 の届出を行った場合における最短の算定開始時期を示している。なお、令和 8 年 3 月 31 日において、現に生活習慣病管理料（Ⅰ）又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に係る届出を行っている保険医療機関については、充実管理加算 1 に係る実績要件に該当するものとみなす。

※ 2 令和 8 年 5 月 31 日までは外来データ提出加算（生活習慣病管理料）である。